

嘱託産業医報酬の目安

愛知県医師会産業保健部会

1. 基本月額報酬（ストレスチェック対応時の報酬を含まない）

従業員数	報酬月額	従業員数	報酬月額
100人以下	50,000円以上	501～600人	125,000円以上
101～200人	65,000円以上	601～700人	140,000円以上
201～300人	80,000円以上	701～800人	155,000円以上
301～400人	95,000円以上	801～900人	170,000円以上
401～500人	110,000円以上	901～999人	185,000円以上

2. ストレスチェック報酬

対応内容	報酬額（1回あたり）
ストレスチェック実施者	500円以上／従業員1名あたり
ストレスチェック後の産業医活動実施	21,500円以上／1回あたり

3. 臨時出務手当

産業医が臨時の出務をした場合は、1回あたり20,000円以上を付加する。

4. その他

- ・ 雇入時の健康診断及び定期健康診断に係る費用は、診療報酬点数を基準に算定する。
- ・ 産業医が本会産業医傷害保険の加入を希望したときは、事業主は加入手続きを行い、当該保険料を負担する。

5. 附 則

・ 上記報酬は、以下の産業医職務への対価として事業主が産業医に支払うものとする。

- ① 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- ② 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

- ③ 作業環境の維持管理に関すること。
- ④ 作業の管理に関すること。
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- ⑥ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する
こと。
- ⑦ 衛生教育に関すること。
- ⑧ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- ⑨ 産業医は、少なくとも毎月1回（産業医が、事業者から、毎月1回以上、次に
掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、
少なくとも2月に1回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のお
それがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講
じなければならない。
 - 一 労働安全衛生規則第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視
の結果
 - 二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の
健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生
委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとした
もの
- ⑩ （安全）衛生委員会に関すること。

（労働安全衛生法第18条、労働安全衛生規則第14、15条）

- ・専属産業医については、本目安を適用しないこととする。
- ・本目安の変更は、産業保健部会幹事会の決定を要する。
- ・あくまでも、愛知県内での目安とさせて頂いております。